

長第01080004号
令和2年1月9日

各指定居宅サービス事業所管理者
各指定介護予防サービス事業所管理者
各指定介護老人福祉施設管理者
各介護老人保健施設管理者
各指定介護療養型医療施設管理者
各介護医療院管理者
各養護老人ホーム施設長
各軽費老人ホーム施設長
各有料老人ホーム管理者
各サービス付き高齢者向け住宅代表者

様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

社会福祉施設等におけるインフルエンザ及びノロウイルス対策の徹底について

社会福祉施設等におけるインフルエンザの対応につきましては、従前より適切・迅速な対応をお願いしており、県では「社会福祉施設等におけるインフルエンザ対策の徹底について」（令和元年12月10日付け通知）においてインフルエンザ対策の徹底をお願いしているところですが、全国的に患者数が急増（9週連続で増加）している状況にあります。

さらに、高齢者施設における集団感染等の問題が毎年指摘されており、特に昨年度は全国的に集団感染及び死亡事例が報告されていることから、社会福祉施設等においては迅速かつ徹底した対策が必要となります。

については、社会福祉施設等におかれては、別添厚生労働省の通知内容をご承知いただくとともに、下記のことにご留意の上、職員に対して、入所者等の基礎体力の維持を図るための常日頃からの栄養状況への十分な配慮も含め、インフルエンザの発生予防等対策について周知徹底をお願いします。

加えて、インフルエンザによる感染が疑われる症状が表れた場合は、早急に、まん延防止対策を取るとともに、医療機関へ受診させるなど施設等内感染拡大防止等の徹底についてよろしくをお願いします。

また、ノロウイルスの感染症・食中毒予防対策についても同様に、別添厚生労働省通知に基づき、発生予防及びまん延防止対策の徹底をお願いします。

記

- 「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について（令和元年12月23日付け老健局総務課他 事務連絡）」
- 令和元年度インフルエンザQ&A

- 「社会福祉施設等におけるノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について（令和元年12月19日付け老健局総務課他 事務連絡）」
- ノロウイルスに関するQ&A

《裏面へ続きます。》

(参考)

1. **「高齢者介護施設における感染症対策マニュアル改訂版・パンフレット（2019年3月）」について**
上記マニュアル、パンフレットを活用の上、インフルエンザ及びノロウイルス対策の徹底をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index_00003.html

2. **発生予防対策及びまん延防止対策の徹底について**

対策例を記載しますので、対応の参考としてください。なお、対策に当たっては、配置医、嘱託医、協力医療機関と連携するとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求めて下さい。

- ・**発生予防対策**・・・十分な休養、バランスの良い食事・栄養摂取、マスク・手洗い・消毒の徹底、流行前のワクチン接種
- ・**まん延防止対策**・・・医師の診察、医療機関の受診・治療・まん延防止対策（ベッドコントロール、予防投薬、面会禁止、ショート・デイ受入中止、入所者・職員の階をまたいだ移動制限、換気、検温回数増）、施設内感染症対策委員会の開催・研修

3. **「きのくに介護deネット」（22. 高齢者介護施設における感染対策について）**

<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprov/kansensyou/kansensyo.taisaku.html>

和歌山県介護サービス指導室
TEL 073-441-2527